

入札説明書

この入札説明書は地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（１）調達案件の名称及び数量

令和 7 年度とっとり県民カレッジ講座動画配信及び講座運営補助等業務 一式

（２）業務の仕様

令和 7 年度とっとり県民カレッジ講座動画配信及び講座運営補助等業務仕様書 1、2（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）業務期間

令和 7 年 5 月 19 日（月）から令和 8 年 3 月 31 日（火）までとする。

（４）業務の場所

仕様書のとおり

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、かつ、その業種区分が「役務の提供／イベント・広告・企画／映画・ビデオ制作」に登録されている者であること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（５）平成 26 年 4 月 1 日から本件調達の公告日までの間に、国、地方公共団体その他の法人で発注された動画配信業務の実績又は同等の業務実績を有する者であること。

（６）この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（７）本件公告に示した業務を業務期間内に確実に履行できる者であること。

（８）県民ふれあい会館との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約をする者

鳥取県鳥取市扇町21番地

公益財団法人鳥取県教育文化財団 県民ふれあい会館 館長 古田嘉博

4 契約担当

県民ふれあい会館 総務係

5 配布資料

(1) 仕様書、参考図面・資料

(2) 入札参加資格確認書(様式1)

(3) 質問書(様式2)

(4) 委任状(様式3)

(5) 入札書(様式4)

6 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-0846 鳥取市扇町21番地 県民ふれあい会館(担当) 総務係 山本

電話 0857-21-2266 メール info@fureaikaikan.jp

(2) 業務の仕様に関する問合せ先

〒680-0846 鳥取市扇町21番地 県民ふれあい会館(担当) 生涯学習係 檜垣

電話 0857-21-2331 メール info@fureaikaikan.jp

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和7年4月24日(木)から令和7年5月8日(木)午後5時までの間に県民ふれあい会館のホームページ(<http://fureaikaikan.jp>)から入手すること。

(4) 郵便等による入札

不可

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月15日(木) 午後3時

イ 場所

鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)4階小研修室(2)

7 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

8 専属的合意管轄裁判所

この調達に関する訴えについては、日本国鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁

判所とする。

9 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書を作成し、電子メールにより 6 の(1)の場所に令和 7 年 4 月 28 日(月)午後 5 時までに提出することとし、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。

なお、電子メールにより質問する場合は、タイトルに「【質問】令和 7 年度とっとり県民カレッジ講座動画配信及び講座運営補助等業務について」と記載すること。

(2) 疑義に対する回答

(1) の質問に対する回答については、令和 7 年 4 月 30 日(水)までに、県民ふれあい会館のホームページ (<http://fureaikaikan.jp>) にまとめて閲覧に供する。

10 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、11 の事前提出資料を作成の上、令和 7 年 5 月 8 日(木)午後 5 時までに郵送等又は持参の方法により、6 の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 提出部数は各 1 部とする。

(4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

11 事前提出資料

事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は 1 部とする。

(1) 入札参加資格確認書

(2) 2 の(5)を証するもの(契約書の写し等契約内容及び実績を証明する書類等)

12 入札資格審査について

(1) 10 の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和 7 年 5 月 9 日(金)までにメールにより通知する。

(2) (1) の審査により入札参加資格がないと認められた者は、館長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和 7 年 5 月 12 日(月)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

(3) (2)により説明を求められた場合、館長は、説明を求めた者に対して令和 7 年 5 月 13 日(火)までにメールにより回答する。

13 入札条件

- (1) 入札は紙による入札とし、指定の入札書を使用すること。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた契約申込金額（消費税及び地方消費税の不課税、非課税のものを除く。）とし、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

- (2) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、2回目以降の入札は、入札書のみを提出すること。

- (3) 入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。

- (4) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

- (5) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、必ず委任状を提出しなければならない。

- (6) 委任状及び入札書及の宛名は「公益財団法人鳥取県教育文化財団 県民ふれあい会館 館長古田嘉博」とすること。

- (7) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）

- (8) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

- (9) 入札者は、政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

- (10) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (11) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を持参又は郵送すること。

イ 入札執行中にあつては、入札辞退届を提出すること。

14 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札参加資格の確認をもって入札保証金を免除する。

- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

15 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (4) 記名押印のない入札書による入札
- (5) 金額数字の不鮮明な入札
- (6) 政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

16 落札者の決定方法

公告本文のとおり、最低価格落札方式。不調の場合は、不落札随意契約方式とする。

17 契約書作成の要否

要

18 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正な行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反すること判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。
- (5) 再委託の禁止
- ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
 - イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - (ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
 - ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。